

※※第								
※経由区役所・支所名 ※区役所・支所受付年月日								
年　月　日 年　月　日								
※区役所・支所提出 ※区役所・支所再提出								
年　月　日 第　　　号 年　月　日 第　　　号								
児童扶養手当支給停止関係{発生消滅変更}届								
(ふりがな)								
受給資格者氏名								
証書番号								
第　　　号								
住所								
① 支給停止事由発生（変更） イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。 ロ 所得の高い人と婚姻した。 ハ 法第9条の児童（孤児等）の養育者がその児童と養子縁組をした。 ニ 法第9条の児童（孤児等）の養育者がその児童を養育しなくなった。 ホ 法第9条の児童（孤児等）が死亡した。 ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童（孤児等）に該当しなくなった。 ト その他 {所得更正・その他（ ）}								
年　月　日								
② 支給停止事由消滅（変更） イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。 ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。 ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。 ニ 所得の高い配偶者が死亡した。 ホ 法第9条の児童（孤児等）を養育するようになった。 ヘ 養育している児童が法第9条の児童（孤児等）に該当するようになった。 ト その他 {所得更正・その他（ ）}								
年　月　日								
上記のとおり、児童扶養手当支給停止{発生消滅変更}について届け出ます。 年　月　日 (あて先)氏名京都市長								
※※通知								
年　月　日								
備考								
続柄()同・別								
(年 月 日生) 同・別								
続柄()同・別								
(年 月 日生) 同・別								
①～②で該当する者の氏名生年月日								
(年 月 日生) 同・別								
(年 月 日生) 同・別								

- $$\textcircled{\text{見}} 6 (5.5)$$

注 意

1 ①の欄について

- (1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給資格者が母又は父の場合には、母又は父と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」といいます。）とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給資格者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- (3) ハからヘまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- (4) ヘの「該当しなくなった」とは
 - 1) 児童があなた以外の人の養子になった
 - 2) 生死不明の父又は母が生存していることがわかった
 - 3) 父又は母の拘禁が終了した
 - 4) 児童の父又は母が明らかになったなどの場合をいいます。
- (5) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が減った場合（いなくなった場合を除きます。）には、併せて児童扶養手当減額改定届を出してください。
- (6) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

2 ②の欄について

- (1) 手当が全部支給停止となっている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) 監護している児童、監護し、かつ、生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。

3 この届に添えなければならない書類は、次のとおりです。

- (1) ①の欄のイ又は②の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年若しくは前々年の所得が明らかになる書類及び扶養されるようになった（又は扶養されなくなったか扶養義務者が死亡した）ことが明らかになる書類
- (2) ①の欄のロ又は②の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）した（又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した）ことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本などの書類及び世帯全員の住民票の写し（京都市に住民票がある場合は、住民票の添付を省略できます。）
- (3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本
- (4) ①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなった（又は養育するようになった）ことが明らかになる書類及び世帯全員の住民票の写し（京都市に住民票がある場合は、住民票の添付を省略できます。）
- (5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証明する書類
- (6) ①の欄のヘ若しくはト又は②の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4 この届について分からないことがありましたら、区役所・支所の人によく聞いてください。